

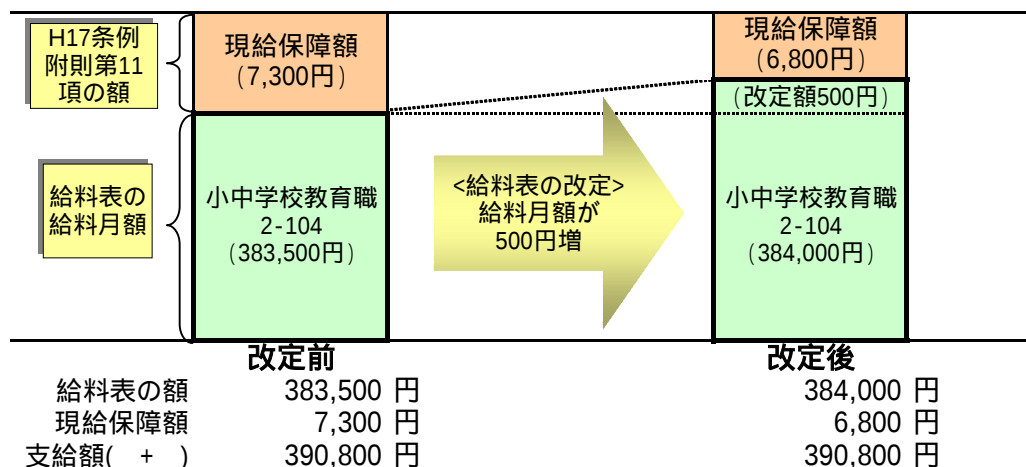
(別紙)

給与条例の改正等に伴う給与の発令内容

- 1 平成18年4月1日に実施した給与構造改革による給与の切替えに伴う経過措置として、現給保障に係る差額を受けている者で、改定により差額が減少する職員

平成20年高知県条例第59号の施行に伴い、平成17年高知県条例第97号附則第11項の規定による給料として給する額を〇〇円とする

(例) 現給保障額が500円以上の職員



【平成20年4月1日の発令】

小中学校教育職給料表2級104号給を給する
平成17年高知県条例第97号附則第11項の規定による給料として7,300円を給する

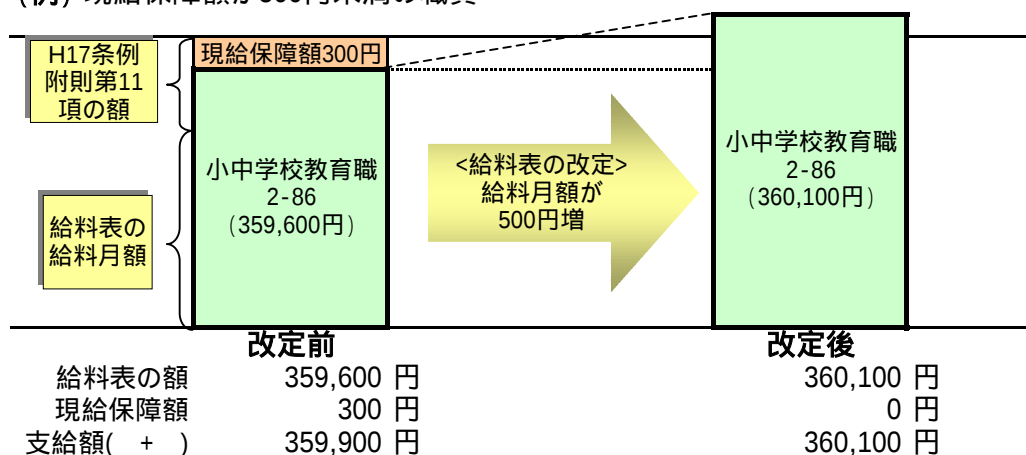
【今回の発令】

平成20年高知県条例第48号の施行に伴い、平成17年高知県条例第97号附則第11項の規定による給料として給する額を6,800円とする

- 2 平成18年4月1日に実施した給与構造改革による給与の切替えに伴う経過措置として、現給保障に係る差額を受けている者で、改定により差額がなくなる職員

平成20年高知県条例第59号の施行に伴い、平成17年高知県条例第97号附則第11項の規定による給料は支給されないこととなった

(例) 現給保障額が500円未満の職員



【平成20年4月1日の発令】

小中学校教育職給料表2級86号給を給する
平成17年高知県条例第97号附則第11項の規定による給料として300円を給する

【今回の発令】

平成20年高知県条例第59号の施行に伴い、平成17年高知県条例第97号附則第11項の規定による給料は支給されないこととなった

平成19年4月1日に実施した行政職給料表5級から4級への切替え又は技能職給料表4級から3級への切替えに伴う現給保障に係る差額を受けている者についても、上記1、2に準じて発令を行います。